

# 第 1 回

## 掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会

日時：平成15年5月19日(月)午後2時

場所：掛川グランドホテル 王冠の間

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会

# 目 次

頁

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会委員等名簿 -----	1
掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会幹事会幹事名簿 -----	2
掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会事務局職員名簿 -----	2

## 報告事項

### [ 報告 ]

報告第1号 掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会設置までの経緯について -----	4
報告第2号 掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会規約の制定について -----	10
報告第3号 掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会幹事会規程の制定について -----	14
報告第4号 掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会専門部会設置規程の 制定について -----	18
報告第5号 掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会事務局規程の制定について -----	22
報告第6号 掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会財務規程の制定について -----	28
報告第7号 平成15年度掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会事業計画について ----	32
報告第8号 平成15年度掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会予算について -----	34

## 協議事項

### [ 議案 ]

議案第1号 掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会会議運営規程の制定について ----	40
議案第2号 掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に 関する規程の制定について -----	46
議案第3号 合併協議項目について -----	48
議案第4号 掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会新市建設計画策定小委員会設 置規程の制定について -----	56

### [ 提案 ]

協議第1号 合併の方式について -----	60
-----------------------	----

## その他

(1) 会議運営申合せ事項について -----	64
(2) 住民意向調査の実施について -----	66

## 掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会委員等名簿

区 分		氏 名	市町名等	役 職 等	備 考
会 長		榛 村 純 一	掛 川 市	掛 川 市 長	
委 員	1 号 委 員	副会長	大 倉 重 信	大 東 町	大 東 町 長
			伊 藤 徳 之	大 須 賀 町	大 須 賀 町 長
		助 役	小 松 正 明	掛 川 市	掛 川 市 助 役
	川 口 功		大 東 町	大 東 町 助 役	
	水 野 幸 雄		大 須 賀 町	大 須 賀 町 助 役	
	2 号 委 員	議 会 選 出	戸 塚 正 義	掛 川 市	掛 川 市 議 会 議 長
			樽 松 友 則	掛 川 市	掛 川 市 議 会 副 議 長
			山 本 義 雄	掛 川 市	掛 川 市 議 会 議 員
			石 山 信 博	掛 川 市	掛 川 市 議 会 議 員
			鳥 井 昌 彦	大 東 町	大 東 町 議 会 議 長
			牧 野 勝 彦	大 東 町	大 東 町 議 会 副 議 長
			鈴 木 治 弘	大 東 町	大 東 町 議 会 議 員
			水 野 薫	大 東 町	大 東 町 議 会 議 員
			半 井 孝	大 須 賀 町	大 須 賀 町 議 会 議 長
			河 井 清	大 須 賀 町	大 須 賀 町 議 会 副 議 長
			内 藤 澄 夫	大 須 賀 町	大 須 賀 町 議 会 議 員
	上 野 良 治	大 須 賀 町	大 須 賀 町 議 会 議 員		
	3 号 委 員	学 識 経 験 者	原 田 新 二 郎	掛 川 市	掛 川 商 工 会 議 所 会 頭
			田 中 鉄 男	掛 川 市	掛 川 市 農 業 協 同 組 合 長
滝 沢 恵 子			掛 川 市	掛 川 市 社 会 教 育 委 員	
戸 塚 誠 夫			大 東 町	大 東 町 商 工 会 長	
松 本 恵 次			大 東 町	大 東 町 教 育 委 員	
水 野 淳 子			大 東 町	大 東 町 女 性 政 策 推 進 委 員 長	
増 田 正 子			大 須 賀 町	大 須 賀 町 自 治 連 合 会 長	
蒲 原 忠 雄			大 須 賀 町	大 須 賀 町 商 工 会 長	
中 井 明 男			大 須 賀 町	大 須 賀 社 会 福 祉 事 業 会 理 事	
鈴 木 正 彦			静 岡 県	静 岡 県 総 務 部 参 事	
菅 沼 信 夫			静 岡 県	中 遠 県 行 政 セ ン タ ー 所 長	
小 櫻 義 明	-	静 岡 大 学 教 授			

区 分	氏 名	市町名等	役 職 等	備 考
監 査 委 員	小 関 榮	掛 川 市	掛 川 市 代 表 監 査 委 員	
	大 石 鉄 郎	大 東 町	大 東 町 代 表 監 査 委 員	
	太 田 隆 久	大 須 賀 町	大 須 賀 町 代 表 監 査 委 員	

## 掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会幹事会幹事名簿

所属市町	氏名	職名	備考
掛川市	小松正明	助役	幹事長
	太田原浩	総務部長	
大東町	川口功	助役	
	松永正志	企画課長	
大須賀町	水野幸雄	助役	副幹事長
	大石與志登	総務課長	

## 掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会事務局職員名簿

職名	氏名	所属市町	備考
事務局長	松井孝	掛川市	
事務局次長	栗田博	大東町	
総務係長	高鳥康文	掛川市	
総務係	富田徹	大東町	
総務係	服部和敏	大須賀町	
総務係	広岡由起子	掛川市	
計画係長	赤堀賢司	大須賀町	
計画係	宮崎裕和	掛川市	
計画係	新貝和也	掛川市	
調整係長	深谷富彦	大東町	
調整係	石野敏也	大須賀町	
調整係	深田康嗣	掛川市	

報告第 1 号

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会設置までの経緯について

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会設置までの経緯について、裏面のとおりに報告する。

平成 1 5 年 5 月 1 9 日提出

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会  
会 長 榛 村 純 一

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会設置までの経緯

年 月 日	内 容
平成14年 4月 8日	<b>1市2町合併調査研究本部発会式</b> （掛川市役所） 掛川市、大東町及び大須賀町の首長・正副議長・助役により、合併調査研究本部の発会式を行い、下記について合意する。 (1) 名称を「1市2町合併調査研究本部」とすること。 (2) 構成は首長、助役、担当部課長とし、本部長を掛川市長とすること。 (3) 事務局を掛川市に置くこと。
5月18日	<b>第1回1市2町合併調査研究本部会議</b> （掛川市役所） 合併基礎調査（まちづくり・財政計画）委託業務、ならびに今後の取組み方針等について協議を行う。
8月 2日	<b>第2回1市2町合併調査研究本部会議</b> （掛川市役所） 小笠・菊川両町に対する正式会談の要請など、今後の対応について意見交換を行う。
9月 9日	<b>第3回1市2町合併調査研究本部会議</b> （掛川市役所） <b>第1回1市2町合併問題検討会議</b> （ " ） 1市2町の正副議長、特別委正副委員長と合併調査研究本部による合同会議を開催し、小笠町、菊川町、袋井市、森町及び浅羽町に対し正式に申し入れすることを確認する。
9月20日	<b>正副議長による1市5町への合併協議申し入れ</b> 1市2町の正副議長が袋井市・森町・浅羽町・小笠町・菊川町・浜岡町の議会に対し、特例市を目指す合併協議を求めて申し入れを行う。
10月 3日 7日	<b>本部による1市4町への合併協議申し入れ</b> 合併調査研究本部として、3日に小笠町長・菊川町長、7日に袋井市長・森町長・浅羽町長に対し、広域合併の協議を求めて申し入れを行う。
10月19日	<b>第4回1市2町合併調査研究本部会議</b> （掛川市役所） これまでの経過を踏まえ、今後の対応について協議を行う。
12月24日	<b>第5回1市2町合併調査研究本部会議</b> （掛川市役所） <b>第2回1市2町合併問題検討会議</b> （ " ） 本部と正副議長・特別委正副委員長による合同会議で、1市2町を基軸とすること、年内を期限に小笠・菊川両町と協議を行うことを確認する。
平成15年 1月10日	<b>第3回1市2町合併問題検討会議</b> （大東町役場） 本部と正副議長・特別委正副委員長による合同会議で、合併協議会の早期設立に向けた協議を行う。
1月19日	<b>第4回1市2町合併問題検討会議</b> （大須賀町役場） 本部と正副議長・特別委正副委員長による合同会議で、合併協議会の早期設立に向けた協議を行う。
3月 5日	<b>第6回1市2町合併調査研究本部会議</b> （掛川市役所） <b>第5回1市2町合併問題検討会議</b> （ " ） 本部と正副議長・特別委正副委員長の合同会議で、下記について合意する。 (1) 法定協議会の設置を前提として、平成15年4月1日に任意合併協議会を設置する。 (2) 任意合併協議会は法定協議会に準じた内容とし、法定協議会へ移行する際は同一性をもって引き継ぐ。 (3) 小笠・菊川両町に対しては、可能な限り呼びかける。
3月28日	<b>協議書の締結</b> 1市2町首長により任意協議会規約の制定に関する協議書の締結を行う。
3月31日	<b>1市2町合併調査研究本部の解散</b>
4月 1日	<b>任意合併協議会の設置</b> （掛川市役所） 「掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会」を設置する。

報告第2号

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会規約の制定について

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会規約を裏面のとおり制定したので、報告する。

平成15年5月19日提出

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会

会長 榛 村 純 一

## 掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会規約

### (設置)

第1条 掛川市、大東町及び大須賀町(以下「1市2町」という。)は、1市2町による合併に関する協議をするため、任意の合併協議会(以下「協議会」という。)を置く。

### (名称)

第2条 協議会の名称は、掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会とする。

### (担当事務)

第3条 協議会の担任する事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 合併の是非を含めた1市2町の合併に関する協議
- (2) 新市建設計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、1市2町の合併に関し必要な事項

### (事務所の位置)

第4条 協議会の事務所は、掛川市役所内に置く。

### (組織)

第5条 協議会は、会長及び委員(副会長である委員を含む。以下同じ。)をもって組織する。

### (会長)

第6条 会長は、1市2町の長が協議により、第8条第1項各号に掲げる者の中から、これを選任する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長は、非常勤とする。

### (副会長)

第7条 協議会に副会長を置く。

2 副会長は、1市2町の長が協議により、次条第1項の規定に基づき委員となるべき者の中から、これを選任する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を代理する。この場合において、副会長が2人以上置かれているときは、会長があらかじめ指定した副会長が会長の職務を代理する。



(委員)

第8条 委員は、次に掲げる者(第6条第1項の規定により会長に選任された者を除く。)をもって充てる。

- (1) 1市2町の長及び助役
- (2) 1市2町の議会が選出する議員各4人
- (3) 1市2町の長が協議して定めた学識経験を有する者12人

2 委員は、非常勤とする。

(会議)

第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会議の開催場所及び日時は、会議に付議すべき事件とともに、会長があらかじめ委員に通知しなければならない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(会議の運営)

第10条 会議は、委員の3分の2以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(小委員会)

第11条 協議会は、担任する事務の一部について調査又は審議させるため、小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(幹事会及び専門部会)

第12条 協議会に提案する必要な事項について協議又は調整させるため、協議会に幹事会を置く。

- 2 第3条各号に掲げる事項を専門的に協議又は調整させるため、幹事会に専門部会を置くことができる。
- 3 幹事会及び専門部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第13条 協議会の事務を処理させるため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局の事務に従事する職員は、1市2町の長が協議して定めた者をもって充てる。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

( 経費の負担 )

第14条 協議会に要する経費は、次に掲げる割合により 1 市 2 町が負担する。

(1) 均等割 2 分の 1

(2) 人口割 2 分の 1

2 前項第 2 号の人口割の算定に当たっては、官報で公示された最近の国勢調査の結果による人口を用いる。

3 1 市 2 町は、第 1 項の規定による負担金を年度開始後速やかに協議会に納付しなければならない。

( 監査 )

第15条 協議会の出納は、1 市 2 町の監査委員各 1 人に委嘱して監査する。

2 前項の規定により委嘱を受けた監査委員（以下「監査委員」という。）は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

( 財務に関する事項 )

第16条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

( 報酬及び費用弁償 )

第17条 会長及び委員並びに第 9 条第 3 項の規定により会議に出席する者及び監査委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項の報酬及び費用弁償の額、支給方法等については、会長が会議に諮り別に定める。

( 協議会解散の場合の措置 )

第18条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

( 補則 )

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附 則

1 この規約は、平成15年 4 月 1 日から施行する。

2 この規約は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第 6 号）第 3 条第 1 項の規定による合併協議会の設置があった日にその効力を失う。

報告第3号

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会幹事会規程の制定について

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会規約第12条第3項の規定に基づき、掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会幹事会規程を裏面のとおり制定したので、報告する。

平成15年5月19日提出

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会

会長 榛 村 純 一

## 掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会幹事会規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会規約第12条第3項の規定に基づき、掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会（以下「協議会」という。）の幹事会に関し必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第2条 幹事会は、幹事をもって組織する。

2 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

### (幹事長及び副幹事長)

第3条 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。

2 幹事長及び副幹事長は、協議会の会長（以下「会長」という。）が指名する者をもって充てる。

3 幹事長は、会務を総理し、幹事会を代表する。

4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 幹事会の会議（以下「会議」という。）は、幹事長が必要に応じて招集し、幹事長が会議の議長となる。

2 幹事会は、必要に応じて会議に関係職員等の出席を求めることができる。

### (報告)

第5条 幹事長は、幹事会における協議又は調整の経過及び結果について、会長に報告しなければならない。

### (庶務)

第6条 幹事会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

### (委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、幹事会に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

## 附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区 分	職 名
掛 川 市	助 役
	総 務 部 長
大 東 町	助 役
	企 画 課 長
大 須 賀 町	助 役
	総 務 課 長

報告第4号

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会専門部会設置規程の制定について

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会規約第12条第3項の規定に基づき、掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会専門部会設置規程を裏面のとおり制定したので、報告する。

平成15年5月19日提出

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会

会長 榛村 純 一

## 掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会専門部会設置規程

### (設置)

第1条 掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会規約(以下「規約」という。)第12条第2項の規定に基づき、掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会専門部会を設置する。

### (所掌事務)

第2条 専門部会は、掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会幹事会規程第3条第1項の幹事長(以下「幹事長」という。)の指示を受け、規約第3条各号に掲げる事項を専門的に協議又は調整する。

### (組織)

第3条 専門部会の種類は、幹事長が別に定める。

2 専門部会の委員は、幹事長が指名する者をもって充てる。

### (部会長及び副部会長)

第4条 専門部会に部会長及び副部会長を置く。

2 部会長及び副部会長は、委員の中から幹事長が選任する。

3 部会長は、会務を総理し、専門部会を代表する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指定した副部会長がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 専門部会の会議(以下「会議」という。)は、部会長が必要に応じて招集し、部会長が会議の議長となる。

2 部会長は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

3 部会長は、必要に応じて関係する他の専門部会と合同の会議を開催することができる。

### (分科会)

第6条 専門部会は、必要に応じ、専門部会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、幹事長が別に定める。

### (報告)

第7条 部会長は、専門部会における協議又は調整の経過及び結果について、幹事長に報告しなければならない。

### (庶務)

第8条 専門部会の庶務は、規約第13条第1項の事務局において処理する。

( 委任 )

第 9 条 この規程に定めるもののほか、専門部会に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。



報告第5号

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会事務局規程の制定について

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会規約第13条第3項の規定に基づき、掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会事務局規程を裏面のとおり制定したので、報告する。

平成15年5月19日提出

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会

会長 榛 村 純 一

## 掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会規約第13条第3項の規定に基づき、掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会(以下「協議会」という。)の事務局に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会の事務局(以下「事務局」という。)は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の広報及び広聴に関すること。
- (4) 協議会の庶務に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関すること。

(組織)

第3条 前条各号に掲げる事務を処理するため、事務局に総務係、計画係及び調整係を置く。

2 総務係の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 事務局の庶務及び会計に関すること。
- (2) 合併手続に関すること。
- (3) 国及び県その他公共団体との連絡調整に関すること。
- (4) 協議会の会議に関すること。
- (5) 協議会の協議資料の調整に関すること。
- (6) 協議会の人事に関すること。
- (7) 協議会の予算に関すること。
- (8) 次に掲げる協議事項に係る資料の作成に関すること。

ア 合併の方式

イ 合併の期日

ウ 新市の名称

エ 新市の事務所の位置

オ 議会の議員の定数及び任期の取扱い

カ 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

キ 特別職の職員の身分の取扱い

ク 一般職の職員の身分の取扱い

ケ 条例、規則等の取扱い

コ 事務組織及び機構の取扱い

(9) 企画及び総務の部門における事務事業の調整に関すること。

(10) 前各号に掲げるもののほか、他の係に属さないこと。

3 計画系の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 新市建設計画の策定に関すること。

(2) 財政計画の策定に関すること。

(3) 新市の予算に関すること。

(4) 協議会の広報及び広聴に関すること。

(5) 次に掲げる協議事項に係る資料の作成に関すること。

ア 町・字名の取扱い

イ 慣行の取扱い

ウ 電算システムの取扱い

(6) 生活環境、健康福祉及び産業経済の部門における事務事業の調整に関すること。

4 調整系の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 事務事業の調整作業の総括に関すること。

(2) 次に掲げる協議事項に係る資料の作成に関すること。

ア 財産の取扱い

イ 地方税の取扱い

ウ 一部事務組合等の取扱い

エ 使用料、手数料等の取扱い

オ 公共的団体等の取扱い

カ 補助金、交付金等の取扱い

キ 国民健康保険事業の取扱い

ク 介護保険事業の取扱い

ケ 消防団の取扱い

コ 各種事務事業の取扱い

(3) 都市建設、教育文化及び議会等の部門における事務事業の調整に関すること。

(職員等)

第4条 事務局に事務局長、事務局次長その他職員を置く。

- 2 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を統括し、事務局次長その他職員を指揮監督する。
- 3 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき、又は事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 その他職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

(専決区分)

第5条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 掛川市、大東町及び大須賀町との連絡調整に関すること。
  - (2) 事務局における事務の取扱方針に関すること。
  - (3) 各種資料等の調製に関すること。
  - (4) 実務的な調査の実施に関すること。
  - (5) 物品及び現金の出納に関すること。
  - (6) 職員を対象とする研修会、説明会等の実施に関すること。
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。
- 2 前項に定めるもののほか、事務局における専決区分については、掛川市事務決裁規程(平成10年掛川市訓令甲第3号)の規定を準用する。この場合において、同規程中「市長」とあり、「助役」とあり、及び「部長」とあるのは「会長」と、「課長」とあるのは「事務局長」と読み替えるものとする。

(文書の取扱い)

第6条 事務局における文書の取扱いについては、掛川市文書取扱規程(平成8年掛川市訓令甲第1号)の規定の例による。

(公印の取扱い)

第7条 協議会の公印の名称、寸法、書体、使用区分、個数及び保管者は、別表のとおりとする。

- 2 前項に定めるもののほか、協議会の公印の取扱いについては、掛川市公印規則(平成2年掛川市規則第2号)の規定の例による。

(職員の服務)

第8条 事務局の職員の服務及び勤務条件(次条に規定する事項を除く。)については、当該職員がそれぞれ所属する市又は町における条例、規則その他規程の規定の例による。

- 2 前項の規定にかかわらず、事務局の職員の勤務時間については、掛川市職員の勤務時間、休暇

等に関する条例（平成7年掛川市条例第3号）の規定の例による。

（職員の給与等）

第9条 事務局の職員の給与については、当該職員がそれぞれ所属する市又は町が負担する。

2 事務局の職員の旅費については、掛川市職員等の旅費に関する条例（平成3年掛川市条例第4号）及び掛川市職員等の旅費に関する規則（昭和41年掛川市規則第19号）の規定の例により、協議会の予算において支給するものとする。

（委任）

第10条 この規程に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

#### 別表（第7条関係）

名 称	寸 法 (mm)	書 体	使 用 区 分	個数	保管者
掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会の印	正方18	れい書	協議会名をもって施行する文書	1	事務局長
掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会会長の印	正方18	れい書	会長名をもって施行する文書	1	事務局長
掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会事務局長の印	正方18	れい書	事務局長名をもって施行する文書	1	事務局長

報告第6号

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会財務規程の制定について

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会規約第16条の規定に基づき、掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会財務規程を裏面のとおりに制定したので、報告する。

平成15年5月19日提出

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会

会長 榛 村 純 一

## 掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会規約(以下「規約」という。)第16条の規定に基づき、掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会(以下「協議会」という。)の財務に関し必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第2条 協議会の予算は、掛川市、大東町及び大須賀町(以下「1市2町」という。)の負担金、繰越金その他の収入をもって歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費をもって歳出とする。

(予算の編成)

第3条 1市2町の長は、遅くとも会計年度開始前40日までに、1市2町の負担金の額を決定し、それぞれの議会に提案しなければならない。

2 1市2町の長は、前項の規定による決定をするときは、あらかじめ協議会の会長(以下「会長」という。)に対し、協議会の事務に要する経費の見積りに関する書類(以下「見積書類」という。)の提出を求めるものとする。

3 会長は、毎会計年度予算を調製し、当該予算の写しを1市2町の長に送付するとともに、年度開始後速やかに協議会の会議に報告しなければならない。

(予算の補正)

第4条 会長は、協議会に係る予算に変更を加える必要がある場合は、予算の補正をすることができる。この場合において、1市2町の負担金の額に変更を加える必要がある場合は、会長は、あらかじめ1市2町の長に対し、見積書類を提出しなければならない。

2 前項に規定する場合において、1市2町の長は、協議の上速やかに、当該負担金の額を決定し、それぞれの議会に提案しなければならない。

3 前条第3項の規定は、予算の補正をする場合において準用する。この場合において、同項中「毎会計年度予算を調製し」とあるのは「第4条第1項の規定により予算の補正をしたときは」と、「年度開始後速やかに」とあるのは「速やかに」と読み替えるものとする。

(歳入歳出予算の区分)

第5条 歳入予算の款及び項の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款及び項の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項を定めることができる。

( 出納及び現金の保管 )

第 6 条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、会長が定める銀行その他の金融機関に、これを預け入れなければならない。

( 協議会出納員 )

第 7 条 会長は、協議会の事務局長に協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

( 予算の流用及び予備費の充用 )

第 8 条 会長は、歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、次の協議会の会議に報告しなければならない。

( 決算等 )

第 9 条 会長は、毎会計年度終了後 3 月以内に協議会の決算を調製し、規約第 15 条第 2 項の監査委員の監査に付した後、協議会の会議の認定を経なければならない。

2 会長は、前項の規定により、決算の協議会の認定を経たときは、当該決算の写しを 1 市 2 町の長に送付しなければならない。

( 収入及び支出の手続 )

第 10 条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続については、掛川市予算の編成及び執行に関する規則（平成 10 年掛川市規則第 23 号）及び掛川市会計規則（平成 4 年掛川市規則第 23 号）の規定の例による。

( 委任 )

第 11 条 この規程に定めるもののほか、協議会の予算に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。



別表第1（第5条関係）

歳入予算の款及び項の区分

款	項
1 分担金及び負担金	1 負担金
2 諸収入	1 預金利子

別表第2（第5条関係）

歳出予算の款及び項の区分

款	項
1 事業費	1 事業推進費
2 総務費	1 総務管理費
3 予備費	1 予備費

報告第7号

平成15年度掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会事業計画について

平成15年度掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会事業計画を裏面のとおり定めたので、報告する。

平成15年5月19日提出

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会  
会長 榛村 純一

平成15年度掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会事業計画

	事業項目	事業内容	備考
1	合併協議会の開催	合併の是非を含め、合併の方式、合併の期日、新市の名称、市役所の位置等、合併協定項目について協議を行うほか、合併の適否の判断材料として、合併した場合の新市の姿や基本方針等を示した新市建設計画を策定する。 ・開催回数：10回（原則月1回の開催）	
2	住民意向調査の実施	新市建設計画策定の基礎資料とするため、新市のまちづくりの方向性等について、住民意向調査を実施する。	6月
3	シンポジウムの開催	市町村合併の必要性や効果、懸念等について広く住民への周知を図るとともに、1市2町の合併によるまちづくりについて議論を深め、合併問題への意識高揚を図る。	7月～8月
4	住民説明会の開催	策定された新市建設計画や協議結果を基に、合併した場合の新市の姿や基本方針等を説明し、1市2町の合併について住民の意向を把握する。	平成16年 3月～4月
5	協議会だよりの発行	合併協議に対する住民への周知と理解を深め、住民自らが合併問題について考えるための情報源として、協議会独自の広報紙を発行する。 ・発行 年10回発行 ・体裁 A4版4～8ページ 2色刷り ・配布 全戸配布	毎月発行
6	ホームページの開設	合併協議会の開催状況や会議資料をはじめ、合併に関するあらゆる情報をインターネットを通じて積極的に住民に提供することにより、合併問題に対する住民の関心を高める。	随時更新
7	出前講座の実施	概ね10人以上のグループが主催する会合で、合併に関する基本的な知識や協議会の状況等を事務局職員が出向いて説明し、合併問題に対する周知と理解を深める。	随時

報告第 8 号

平成15年度掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会予算について

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会財務規程第 3 条第 3 項の規定に基づき、平成15年度掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会予算を裏面のとおり調製したので、同項の規定により報告する。

平成 1 5 年 5 月 1 9 日提出

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会  
会 長 榛 村 純 一

平成 1 5 年度

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会予算書

平成15年度掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会予算について

平成15年度掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ35,089千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成15年4月1日

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会

会長 榛 村 純 一

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金	1 負担金	35,088
2 諸収入	1 預金利子	1
歳入合計		35,089

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業費	1 事業推進費	31,331
2 総務費	1 総務管理費	3,458
3 予備費	1 予備費	300
歳出合計		35,089

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	本年度予算	前年度予算	比較
1 分担金及び負担金	35,088	0	35,088
2 諸収入	1	0	1
歳入合計	35,089	0	35,089

(歳出)

(単位：千円)

款	本年度予算	前年度予算	比較
1 事業費	31,331	0	31,331
2 総務費	3,458	0	3,458
3 予備費	300	0	300
歳出合計	35,089	0	35,089

## 2 歳 入

(単位：千円)

科 目	本年度	前年度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 款 分担金及び負担金	35,088	0	35,088			
1 項 負担金	35,088	0	35,088			
1 目 市町負担金	35,088	0	35,088	1 市町負担金	35,088	掛川市負担金 18,158 大東町負担金 9,192 大須賀町負担金 7,738
2 款 諸収入	1	0	1			
1 項 預金利子	1	0	1			
1 目 預金利子	1	0	1	1 預金利子	1	普通預金利子 1
合 計	35,089	0	35,089			

## 3 歳 出

(単位：千円)

科 目	本年度	前年度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 款 事業費	31,331	0	31,331			
1 項 事業推進費	31,331	0	31,331			
1 目 協議会運営費	25,605	0	25,605	1 報酬	1,405	委員報酬 1,386 監査委員報酬 19
				8 報償費	200	講師謝礼 200
				9 旅費	100	費用弁償 100
				11 需用費	3,700	食糧費 150 文具消耗器材費 200 印刷費 3,300 図書費 50
				13 委託料	19,100	新市計画策定委託料 15,000 住民意識調査委託料 3,500 会議録作成委託料 600
				14 使用料及び賃借料	1,100	会場借上料 1,100
2 目 広報広聴費	5,726	0	5,726	11 需用費	3,508	文具消耗器材費 300 印刷費 3,208
				12 役務費	272	郵便料 200 インターネット接続料 72
				13 委託料	1,946	ホームページ管理委託料 946 協議会だより配布委託料 1,000
2 款 総務費	3,458	0	3,458			
1 項 総務管理費	3,458	0	3,458			
1 目 事務局費	3,458	0	3,458	9 旅費	300	普通旅費 300
				11 需用費	1,400	食糧費 50 文具消耗器材費 300 印刷費 800 図書費 150 維持修繕費 100
				12 役務費	338	郵便料 320 振込手数料 18
				14 使用料及び賃借料	1,320	パソコンリース料 960 複写機借上料 360
				19 負担金補助及び交付金	100	研修会等参加負担金 100
3 款 予備費	300	0	300			
1 項 予備費	300	0	300			
1 目 予備費	300	0	300	29 予備費	300	予備費 300
合 計	35,089	0	35,089			



議案第 1 号

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会会議運営規程の制定について

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会規約第10条第3項の規定に基づき、掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会会議運営規程を裏面のとおり制定するので、承認を求める。

平成15年5月19日提出

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会

会長 榛 村 純 一

# 掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会会議運営規程

## 目次

第1章 会議の運営（第1条 - 第7条）

第2章 会議の傍聴（第8条 - 第16条）

### 第1章 会議の運営

（趣旨）

第1条 この規程は、掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会規約（以下「規約」という。）第10条第3項の規定に基づき、掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会の会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 会議の運営に際しては、住民の意見の反映と公平かつ公正な協議の推進に努めなければならない。

（会議の公開）

第3条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、規約第10条第2項の規定により会議の議長となる会長（以下「議長」という。）は、会議を公開することにより、公正かつ円滑な会議の運営に著しい支障が生ずると認められる場合には、あらかじめ会議に諮り会議を公開しないことができる。

（会議の開閉等）

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

2 委員は、議長の許可を得た後でなければ、発言することができない。

（表決）

第5条 会議の議事は、全会一致をもって決することを原則とする。ただし、議長が全会一致により決することが困難であると認める場合は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決する。

2 議長は、前項ただし書の規定による表決を行うときは、挙手を求め、その可否の結果を宣告するものとする。

（会議録の調製等）

第6条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 出席者及び欠席者の氏名

(3) 議題及び議事の要旨

(4) 前3号に掲げるもののほか、議長が必要と認める事項

2 会議録には、会議資料を添付するものとする。

3 議長は、作成した会議録に記名押印し、適正に保管しなければならない。

4 会議録は、議長が記名押印した日をもって確定するものとする。

( 会議録等の公開 )

第7条 会議録及び会議資料は、原則として公開する。ただし、第3条ただし書の規定により非公開とされた場合にあっては、この限りでない。

2 会議録の公開は、前条第4項の規定により会議録が確定した日後に行うものとする。

## 第2章 会議の傍聴

( 傍聴席の区分 )

第8条 傍聴席は、一般傍聴席と報道関係席とに区分する。

( 傍聴の制限 )

第9条 議長は、会場の規模その他の事情により必要があると認めるときは、一般傍聴席の数を制限することができる。

( 傍聴の手続 )

第10条 会議を傍聴しようとする者(以下「傍聴者」という。)は、受付その他所定の場所において、傍聴受付簿(別記様式)に氏名及び住所を記入しなければならない。

( 傍聴を制限される者 )

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 銃器その他危険な物を携帯している者

(2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者

(3) はち巻、腕章(報道関係者である旨を表示する腕章を除く。)、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

(4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、カメラ、ビデオカメラの類(第13条の規定による許可を得たものを除く。)を携帯している者

(5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者

(6) 酒気を帯びていると認められる者

(7) 前各号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められ

る者

(傍聴者が守るべき事項)

第12条 傍聴者は、傍聴席において、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑その他会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) みだりに席を離れないこと。
- (5) 携帯電話の電源を切り、使用しないこと。
- (6) 会議場において、資料、新聞紙、文書等を配布しないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真撮影、録音等の制限)

第13条 傍聴者は、傍聴席において、写真、映画等を撮影し、又は録音しようとするときは、あらかじめ議長の許可を得なければならない。

(職員の指示)

第14条 傍聴者は、会場内においては、職員の指示に従わなければならない。

(傍聴者の退場等)

第15条 議長は、傍聴者が第9条から前条までの規定に違反するときは、これを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができる。

(委任)

第16条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年5月19日から施行する。

別記様式（第10条関係）

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会傍聴受付簿

（           年 月 日開催 第 回会議）

	氏 名	住 所	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

議案第 2 号

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程の  
制定について

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会規約第17条第 2 項の規定に基づき、掛川市・大東町・  
大須賀町任意合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程を裏面のとおり制定するので、承  
認を求める。

平成 1 5 年 5 月 1 9 日提出

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会  
会 長 榛 村 純 一

## 掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会規約(以下「規約」という。)第17条第2項の規定に基づき、掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会(以下「協議会」という。)の委員等の報酬及び費用弁償の額、支給方法等について、必要な事項を定めるものとする。

### (報酬の額)

第2条 協議会の会長、委員及び規約第15条第1項に規定する監査委員(以下「協議会委員等」という。)の報酬は、日額6,300円とする。

2 前項の規定にかかわらず、地方公共団体の長、助役その他の常勤職員については、これを支給しない。

### (費用弁償の額)

第3条 協議会委員等が協議会の職務を行うために掛川市、大東町及び大須賀町以外の区域に出張したときは、掛川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年掛川市条例第14号)の規定の例により、費用弁償を支給する。

### (委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、協議会委員等の報酬及び費用弁償の額、支給方法等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この規程は、平成15年5月19日から施行する。

議案第 3 号

合併協議項目について

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会における協議項目について、裏面のとおりに提案するので、承認を求める。

平成 1 5 年 5 月 1 9 日提出

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会  
会 長 榛 村 純 一



## 合併協議項目分類表

分類番号	協 議 項 目
1	合併の方式
2	合併の期日
3	新市の名称
4	新市の事務所の位置
5	財産の取扱い
6	議会の議員の定数及び任期の取扱い
7	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い
8	地方税の取扱い
9	特別職の職員の身分の取扱い
10	一般職の職員の身分の取扱い
11	条例、規則等の取扱い
12	事務組織及び機構の取扱い
13	一部事務組合等の取扱い
14	使用料、手数料等の取扱い
15	公共的団体等の取扱い
16	補助金、交付金等の取扱い
17	町名・字名の取扱い
18	慣行の取扱い
19	国民健康保険事業の取扱い
20	介護保険事業の取扱い
21	消防団の取扱い
22	電算システムの取扱い
23	地域審議会の取扱い
24	その他各種事務事業の取扱い (1) 姉妹都市・国際交流事業 (2) 男女共同参画事業 (3) 広報広聴事業 (4) 情報公開・個人情報保護制度 (5) 地域振興事業 (6) 交通関係事業 (7) 窓口業務 (8) 防災消防関係事業 (9) 生活保護事業 (10) 高齢者福祉事業 (11) 児童福祉事業 (12) 保育事業 (13) 障害者福祉事業 (14) 廃棄物関係事業 (15) 環境・衛生関係事業 (16) 保健・医療関係事業 (17) 商工・観光関係事業 (18) 農林関係事業 (19) 建設関係事業 (20) 上・下水道事業 (21) 市(町)立学校(園)の通学区域 (22) 学校教育関係事業 (23) 社会教育関係事業 (24) 文化振興関係事業 (25) その他事業
25	新市建設計画

(参考資料)

## 合併協議項目の解説

### 1 合併の方式

新設合併か編入合併か、どちらの方式によるか協議します。どちらによるかで合併に係る事務手続が変わってきます。

### 2 合併の期日

合併協議会設置の日から合併の成立までは、相当な期日が必要となることを踏まえ、合併の期日を定めます。最近の合併事例では、概ね2年程度かかっていること、また、合併に関する様々な特例措置が定められている合併特例法の有効期限が平成17年3月31日であることに留意する必要があります。

### 3 新市の名称

新設合併の場合には、新たに新市の名称を決定します。新市の名称は、住民生活の基本となるものであり、また、住民の一体感を醸成させ、地域の歴史・文化の継承や新たな文化の創造に向けて重要な役割を担う項目となります。

### 4 新市の事務所の位置

新設合併の場合には、合併市町村の事務所の位置を決める必要があります。事務所の位置については、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な配慮を払わなければなりません。

なお、事務所の位置を定める条例を制定するときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の3分の2以上の者の同意が必要となります。

### 5 財産の取扱い

市町村の合併が行われた場合において、財産処分を必要とするときは、合併関係市町村が協議してこれを定めます。合併前の市町村が所有していた財産（土地、建物、債権、債務など）は、すべて合併市町村が引き継ぐこととし、公の施設についても、新市の公の施設として設置するというのが原則的な考え方です。ただし、合併前の市町村が所有する財産の中に、新市に引き継ぐことが適当でない特別な事情のものがある場合は、財産区を設置することもできます。

なお、財産処分に係る協議については、合併前の市町村の議会の議決を経なければなりません。

### 6 議会の議員の定数及び任期の取扱い

市町村の議会の議員の定数は、地方自治法で人口を基準として定められており、合併が行われた場合、基本的には、この原則に基づき定数が算定されます。議員の身分についても、新設合併の場合、原則としては、合併前の市町村の全議員が身分を失うこととなります。また、編入合併の場合は、編入される市町村の議員は身分を失うこととなります。ただし、合併特例法第6条及

び第7条で議会の議員について定数及び任期の特例が定められており、合併協議会では、これら特例措置の適用の有無や内容について協議します。

## 7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

新設合併の場合、原則としては、合併前の市町村の農業委員会委員は、身分を失います。ただし、農業委員会委員についても、合併特例法で委員の定数及び任期に関する特例が定められており、合併協議会では、これら特例措置の適用の有無や内容について協議します。

## 8 地方税の取扱い

市町村が課することができる税は、市町村民税、固定資産税、軽自動車税などの普通税と、都市計画税などの目的税があります。合併に当たっては、税目、税率、納期等について、調整が必要となります。

なお、合併前の市町村間に不均衡があるため、合併市町村の全域にわたって均一の課税をすることにより著しく衡平を欠くこととなる場合などは、5年間に限り不均一課税ができることとされています。

## 9 特別職の職員の身分の取扱い

新設合併の場合は、合併前の市町村の長、助役、収入役、行政委員会の委員等の特別職の職員は、身分を失うため、これら特別職の職員の身分の取扱いについて協議します。また、特別職の給与の額に相違がある場合は、その調整方法について協議をします。

## 10 一般職の職員の身分の取扱い

### (1) 新設合併の場合

合併前後において、職員の任用制度、給与その他の勤務条件について、不均衡を生じないように協議します。

### (2) 編入合併の場合

編入される市町村の職員について、編入する市町村の職員の任用制度、給与その他の勤務条件について、均衡を図るように協議します。

## 11 条例、規則等の取扱い

### (1) 新設合併の場合

新設合併の場合は、合併前の市町村の法人格が消滅するため、すべての条例、規則等は失効します。ただし、合併期日からすぐに施行しなければならないような条例については、新市の長の職務執行者が必要に応じて、専決処分により、新市の条例を制定・施行することができます。また、新市の条例、規則等が制定施行されるまでの間、従来その地域に施行されていた条例、規則等を新市の条例として当該地域において引き続き施行することもできます。

### (2) 編入合併の場合

編入される市町村の条例、規則は失効し、編入する市町村の条例・規則が適用されることとなります。

## 12 事務組織及び機構の取扱い

新設合併の場合は、合併前の市町村の法人格が消滅するため、事務組織や機構を新しく構築する必要があります。新市の事務組織及び機構については、地方自治法や各種行政組織に関する法令等により、合併市町村の長の職務執行者が設置しますが、合併後の円滑な行政執行のため、あらかじめ協議しておく必要があります。

## 13 一部事務組合等の取扱い

合併前の市町村が構成団体となっている一部事務組合、機関の共同設置等については、合併により、脱退や加入など構成団体に変動が生じるので、その取扱いについて協議をする必要があります。

## 14 使用料、手数料等の取扱い

合併しようとする市町村の間で、同一目的の施設や同一種類の事務について、その使用料や手数料の額が異なっている場合には、新設合併・編入合併のいずれの場合でも、あらかじめその取扱いについて十分に検討し、調整を図っておくことが必要です。使用料や手数料の額は、住民生活にも関係が深いので、協議・調整に当たっては、住民間の負担の公平を確保し、住民に不利益にならないことを基本として行う必要があります。

## 15 公共的団体等の取扱い

合併関係市町村の区域内の公共的団体等（商工会議所、商工会、社会福祉協議会など）については、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、合併特例法によりその統合整備を図るよう努めなければならないとされていることから、統合に向けた働きかけの基本方針を協議し、公共的団体等の理解を求める必要があります。

## 16 補助金、交付金等の取扱い

合併前の市町村が各種団体等に交付している様々な補助金、交付金等について、それぞれの制度の経緯、実情、内容等を踏まえ、新市の財政状況にも配慮しつつ、その取扱いについて協議します。

## 17 町名・字名の取扱い

町名・字名は、地域の歴史や文化により住民の愛着が深いので、その取扱いについて協議します。同一の町名・字名がある場合は、郵便等の混乱を避けるため、調整する必要があります。

## 18 慣行の取扱い

市町村章、市町村民憲章、市町村の歌、市町村の花・木・鳥などの慣行については、地域の特性や個性、住民生活にも十分配慮しながら、その取扱いを協議し、新市にふさわしいものとしていく必要があります。

## 19 国民健康保険事業の取扱い

国民健康保険は、市町村が保険者となって、世帯主から保険料を徴収して運営していますが、

運営状況が市町村によって異なるため、負担割合も市町村によって異なる場合があります。合併前の市町村の間で保険給付の内容、保険料率、納期等が異なっている場合は、住民に対するサービスの均一性や負担の公平性に留意しながら、合併時に統合する必要があります。

## 20 介護保険事業の取扱い

介護保険は、国民健康保険同様に、運営状況が市町村によって異なるため、負担割合も市町村によって異なる場合があります。合併前の市町村の間で保険給付の内容、保険料率、納期等が異なっている場合は、国や県の動向も踏まえながら、合併時に統合する必要があります。

## 21 消防団の取扱い

消防団については、指揮命令系統の確立が不可欠であることから、合併時において組織の統一、団員の認容基準等を統合しておく必要があります。合併前の市町村の間で、消防団の組織、団員の身分取扱いなどが異なっている場合は、その円滑な統合に向けた協議を行います。

## 22 電算システムの取扱い

合併の際、事務事業の執行に支障が生じることのないよう、電算システムの取扱いについて協議をします。

## 23 地域審議会の取扱い

合併後も地域住民の声を施策に反映させ、きめ細やかな行政サービスを実現させるため、合併前に関係市町村の協議により、一定区域に限り必要な旧市町村の区域を単位として、地域審議会を置くことができます。地域審議会は、市町村建設計画の変更、執行状況などについて新市の長に対して意見を述べます。

設置する場合は、地域審議会の設置の有無、構成員の定数、任期、任免など、組織や運営に関する事項を協議して定めます。

## 24 その他各種事務事業の取扱い

合併前の市町村で実施している独自の事務事業は、合併に伴い住民生活に直接大きな影響を与えるため、これまでの経緯や実情を考慮し、住民サービスの低下にならないように留意しながらも、合理化・効率化の観点も踏まえながら調整する必要があります。

## 25 新市建設計画

新市町村の建設計画は、市町村の合併に際し、合併関係市町村の住民に対して合併市町村の将来に関するビジョンを示し、これによって住民が合併の適否を判断するという、いわば合併市町村のマスタープランとしての役割を果たすもので、合併協議会により作成されます。また、合併特例法等による様々な財政措置についても、市町村建設計画に基づいて講じられることとなっています。

## 合併協定書協定項目一覧表

市 町 村 名		あきる野市	篠 山 市	西東京市	潮 来 市	さいたま市	つくば市	静 岡 市
人 口 (人)		77,861	44,752	175,073	32,133	968,999	191,806	706,513
合 併 年 月 日		H 7.9.1	H11.4.1	H13.1.21	H13.4.1	H13.5.1	H14.11.1	H15.4.1
01	合併の方式							
02	合併の期日							
03	新市(町村)の名称							
04	新市(町村)の事務所の位置							
05	財産の取扱い							
06	議会の議員の定数及び任期の取扱い							
07	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い							
08	地方税の取扱い							
09	一般職の職員の身分の取扱い							
10	特別職の身分の取扱い							
11	条例、規則等の取扱い							
12	事務組織及び機構の取扱い							
13	一部事務組合等の取扱い							
14	使用料、手数料等の取扱い							
15	公共的団体等の取扱い							
16	補助金、交付金等の取扱い							
17	町名・字名の取扱い							
18	慣行の取扱い							
19	国民健康保険事業の取扱い							
20	介護保険事業の取扱い	/	/					
21	消防団の取扱い							
22	行政区の取扱い							
23	諮問機関の取扱い							
24	水道企業団の取扱い							
25	各種事務事業の取扱い							
25-01	女性政策事業							
25-02	広域行政事務組合							
25-03	教育協議会							
25-04	姉妹都市							
25-05	国際交流事業							
25-06	電算システム事業							
25-07	広報広聴関係事業							

市 町 村 名		あきる野市	篠山市	西東京市	潮来市	さいたま市	つくば市	静岡市
25-08	納税関係事業							
25-09	消防防災関係事業							
25-10	交通関係事業							
25-11	窓口業務							
25-12	同和対策事業							
25-13	保健衛生事業							
25-14	診療所(直営)							
25-15	伝染病予防対策事業							
25-16	結核予防対策事業							
25-17	休日・準夜診療							
25-18	障害者福祉事業							
25-19	高齢者福祉事業							
25-20	児童福祉事業							
25-21	保育事業							
25-22	生活保護事業							
25-23	その他の福祉事業							
25-24	健康づくり事業							
25-25	ごみ収集運搬業務事業							
25-26	環境対策事業							
25-27	農林水産関係事業							
25-28	商工・観光関係事業							
25-29	勤労者・消費者関連事業							
25-30	建設関係事業							
25-31	上・下水道事業							
25-32	市(町村)立学校(園)の通学区域							
25-33	学校教育事業							
25-34	文化振興事業							
25-35	コミュニティ施策							
25-36	社会教育事業							
25-37	社会福祉協議会							
25-38	若者定住促進対策							
25-39	その他事業							
25-40	任意の協議会等							
26	新市(町村)建設計画							

議案第 4 号

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会新市建設計画策定小委員会設置規程の制定  
について

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会規約第11条第 2 項の規定に基づき、掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会新市建設計画策定小委員会設置規程を裏面のとおり制定するので、承認を  
求める。

平成 1 5 年 5 月 1 9 日提出

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会  
会 長 榛 村 純 一



掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会新市建設計画策定小委員会設置規程

(設置)

第1条 掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会規約(以下「規約」という。)第11条第2項の規定に基づき、掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会新市建設計画策定小委員会(以下「小委員会」という。)を設置する。

(担当事務)

第2条 小委員会は、掛川市、大東町及び大須賀町(以下「1市2町」という。)による合併協議において策定する新市建設計画(市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の市町村建設計画をいう。)に関し、調査及び審議を行う。

(委員)

第3条 小委員会は、委員16人をもって組織する。

2 小委員会の委員(以下「委員」という。)は、掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会(以下「協議会」という。)の委員のうち、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 規約第8条第1項第1号の助役
- (2) 規約第8条第1項第2号の議員(1市2町から各1人)
- (3) 規約第8条第1項第3号の学識経験を有する者(静岡県の職員を除く。)

(委員長)

第4条 小委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、小委員会を代表する。

(副委員長)

第5条 小委員会に副委員長を置く。

- 2 副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 小委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 委員長は、会議の議長となる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(報告)

第7条 委員長は、小委員会における協議の経過及び結果について、随時協議会に報告するものとする。

(庶務)

第8条 小委員会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年5月19日から施行する。

協議第 1 号

合併の方式について

合併の方式について、協議を求める。

平成 1 5 年 5 月 1 9 日提出

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会

会 長 榛 村 純 一

## 新設合併と編入合併の相違点

		新 設 合 併	編 入 合 併
定 義		2以上の市町村の区域の全部又は一部をもって市町村を置くことで市町村の数の減少を伴うもの。	市町村の区域の全部又は一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うもの。
法 人 格		合併後、新しくできる合併市町村に新たに法人格が発生する。合併前にあった合併関係市町村の法人格は消滅する。	編入する市町村の法人格は継続し、全部が編入される市町村の法人格は合併と同時に消滅する。
合併市町村の名称		新たに定める。	編入する市町村の名称とすることが多いが、新たに定めることもできる。
事務所の位置		合併前の市町村の全ての地域の中から住民の利便性等を考慮して決定する。	通常は編入する市町村の事務所の位置となる。
市町村の長		合併前の市町村の長は失職する。合併後の市町村の長は、選挙で選任される。	編入をする市町村の長の身分に変更はなく、編入される市町村の長は失職する。
議会の議員	原則	合併前の市町村の議会の議員は、失職する。合併後の市町村の法定定数による設置選挙を行う。	編入する市町村の議会の議員は在任し、編入される市町村の議会の議員は失職する。ただし、合併により著しく人口の増加があった場合は、法定定数の範囲内で増員選挙を行うことができる。
	特例	次のいずれかによることができる。 (1) 設置選挙において、新設合併の特例定数(法定定数の2倍まで)とする。 (2) 合併前の市町村の議会の議員で合併後の市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は、最長2年間在任する。	次のいずれかによることができる。 (1) 増員選挙及びこれに続く最初の一般選挙において、編入合併の特例定数とすることができる。(増加分は編入される区域に配分される。) (2) 編入される市町村の議会の議員で、合併後の市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は、編入する市町村の議会の議員の残任期間だけ在任する。この場合、さらに最初の一般選挙において、編入合併の特例定数によることができる。
農業委員会の委員(合併市町村に1つの委員会を置くこととする場合)	原則	合併前の市町村の委員(選挙による委員、選任による委員)は全て失職する。新たに選挙又は選任により委員を選出する。	編入する市町村の委員は在任し、編入される市町村の委員は全て失職する。
	特例	合併前の市町村の委員(選挙による委員に限る。)のうち、合併後の市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、10～80人の範囲で、1年以内の間在任できる。	編入される市町村の委員(選挙による委員に限る。)のうち、合併後の市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、40人までの範囲で、編入する市町村の委員の残任期間在任できる。
特別職の職員		合併前の市町村の特別職の職員は全員失職するため、合併後、新たに選任する。ただし、次に掲げる行政委員会の委員については、合併後の市町村の長の就任前に特別選任の手続が定められている。 (1) 教育委員会 (2) 選挙管理委員会 (3) 固定資産評価審査委員会	編入する市町村の特別職の職員は在任し、編入される市町村の特別職の職員は全員失職する。
一般職の職員		合併前の市町村の職員は全員失職するが、合併後の市町村に身分が引き継がれる。	編入する市町村の職員は在任し、編入される市町村の職員は編入する市町村に身分が引き継がれる。
財産及び公の施設		合併後の市町村が引き継ぐ。	編入する市町村が引き継ぐ。
条例、規則等		合併前の市町村の条例、規則等は全て失効するため、新たに制定する。	編入する市町村の条例、規則等を適用する。合併に伴い必要な改正を行う。

# 1 市 2 町 における 主要 指標

## 1 人口と面積

指 標	1 市 2 町	掛 川 市	大 東 町	大 須 賀 町
H12国勢調査人口(人)	114,328	80,217	21,791	12,320
年少人口(0~14)	18,463	13,017	3,536	1,910
年少人口割合(%)	16.15	16.23	16.23	15.50
生産人口(15~64)	74,843	52,908	14,159	7,776
生産人口割合(%)	65.47	65.96	64.99	63.12
老年人口(65~)	21,018	14,292	4,092	2,634
老年人口割合(%)	18.38	17.82	18.78	21.38
面積(km <sup>2</sup> )	265.63	185.79	46.13	33.71
外国人登録(人) H14.3.31	3,553	1,591	1,556	406
世帯数(戸)(H12国調)	34,926	25,121	6,274	3,531

## 2 教育

指 標	1 市 2 町	掛 川 市	大 東 町	大 須 賀 町
小学校数	23	16	5	2
小学校児童数	7,127	4,978	1,433	716
中学校数	9	6	2	1
中学校生徒数	4,102	2,859	783	460
高等学校数	4	3	0	1
大学(短大)数	1	0	1	0
幼稚園数	25	16	6	3

## 3 経済と労働

指 標	1 市 2 町	掛 川 市	大 東 町	大 須 賀 町
就業者総数	63,567	44,081	12,594	6,892
第一次産業人口(人)	6,606	3,982	1,771	853
割合(%)	10.4	9.0	14.1	12.4
第二次産業人口(人)	28,773	19,146	6,332	3,295
割合(%)	45.3	43.4	50.3	47.8
第三次産業人口(人)	28,188	20,953	4,491	2,744
割合(%)	44.3	47.5	35.7	39.8
農業粗生産額(百万円)	22,920	12,250	5,120	5,550
工業出荷額(百万円)	1,199,057	814,730	301,951	82,376
商業販売額(百万円)	219,955	191,109	18,645	10,201
観光入込客(千人)	1,975	1,395	348	232

## 4 行財政

指 標	1 市 2 町	掛 川 市	大 東 町	大 須 賀 町
普通会計職員数(人)	822	542	161	119
議員数(人)	54	24	16	14
H15当初予算額(千円)	44,269,000	30,014,000	8,460,000	5,795,000
H13歳入決算額合計(千円)	44,149,140	29,138,012	9,197,209	5,813,919
地方税(千円)	18,793,951	13,536,335	3,350,335	1,907,281
個人市民税(千円)	5,220,476	3,846,329	862,396	511,751
法人市民税(千円)	2,201,625	1,270,180	500,133	431,312
固定資産税(千円)	10,027,727	7,145,895	1,909,582	972,250
H13歳出決算額合計(千円)	42,101,754	28,007,714	8,611,765	5,482,275

(参考資料)

## 市町村合併の状況

### 1 新設合併

合併年月日	合併市町村		合併関係市町村名
	都道府県	合併市町村名	
昭和62年11月30日	茨城県	つくば市	桜村、谷田部町、豊里町、大穂町
平成3年4月1日	岩手県	北上市	北上市、和賀町、江釣子村
平成6年11月1日	茨城県	ひたちなか市	勝田市、那珂湊市
平成7年9月1日	東京都	あきる野市	秋川市、五日市町
平成11年4月1日	兵庫県	篠山市	篠山町、西紀町、丹南町、今田町
平成13年1月21日	東京都	西東京市	田無市、保谷市
平成13年5月1日	埼玉県	さいたま市	浦和市、大宮市、与野市
平成14年4月1日	香川県	さぬき市	津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町
平成14年4月1日	沖縄県	久米島町	仲里村、具志川村
平成15年3月1日	山梨県	南部町	南部町、富沢町
平成15年4月1日	宮城県	加美町	中新田町、小野田町、宮崎町
平成15年4月1日	群馬県	神流町	万場町、中里村
平成15年4月1日	山梨県	南アルプス市	八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町
平成15年4月1日	岐阜県	山県市	高富町、伊自良村、美山町
平成15年4月1日	静岡県	静岡市	静岡市、清水市
平成15年4月1日	広島県	大崎上島町	大崎町、東野町、木江町
平成15年4月1日	香川県	東かがわ市	引田町、白鳥町、大内町
平成15年4月1日	福岡県	宗像市	宗像市、玄海町
平成15年4月1日	熊本県	あさぎり町	上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村
平成15年4月21日	山口県	周南市	徳山市、新南陽市、熊毛町、鹿野町
平成15年5月1日	岐阜県	瑞穂市	穂積町、巢南町

### 2 編入合併

合併年月日	合併市町村		合併関係市町村名
	都道府県	合併市町村名	
昭和62年4月1日	岐阜県	藤橋村	藤橋村、徳山村
昭和62年11月1日	宮城県	仙台市	仙台市、宮城町
昭和63年1月31日	茨城県	つくば市	つくば市、筑波町
昭和63年3月1日	宮城県	仙台市	仙台市、泉市
昭和63年3月1日	宮城県	仙台市	仙台市、秋保町
平成3年2月1日	熊本県	熊本市	熊本市、北部町
平成3年2月1日	熊本県	熊本市	熊本市、河内町
平成3年2月1日	熊本県	熊本市	熊本市、飽田町
平成3年2月1日	熊本県	熊本市	熊本市、天明町
平成3年5月1日	静岡県	浜松市	浜松市、可美村
平成4年3月3日	茨城県	水戸市	水戸市、常澄村
平成4年4月1日	岩手県	盛岡市	盛岡市、都南村
平成5年7月1日	長野県	飯田市	飯田市、上郷町
平成7年9月1日	茨城県	鹿嶋市	鹿島町、大野村
平成13年1月1日	新潟県	新潟市	新潟市、黒埼町
平成13年4月1日	茨城県	潮来市	潮来町、牛堀町
平成13年11月15日	岩手県	大船渡市	大船渡市、三陸町
平成14年11月1日	茨城県	つくば市	つくば市、荃崎町
平成15年2月3日	広島県	福山市	福山市、内海町、新市町
平成15年3月1日	広島県	廿日市市	廿日市市、佐伯町、吉和村
平成15年4月1日	広島県	呉市	呉市、下蒲刈町
平成15年4月1日	愛媛県	新居浜市	新居浜市、別子山村

## 会議運営申合せ事項について

### 1 会議の定例開催

協議会の開催を円滑・合理的に進めるため、下記の原則により会議を定例的に開催することとする。

- (1) 開催日 毎月第3火曜日（第2回は第3月曜日）
- (2) 開催時間 午後2時
- (3) 開催場所 掛川グランドホテル（第7回目は、シオーネで開催）

### 掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会開催スケジュール（案）

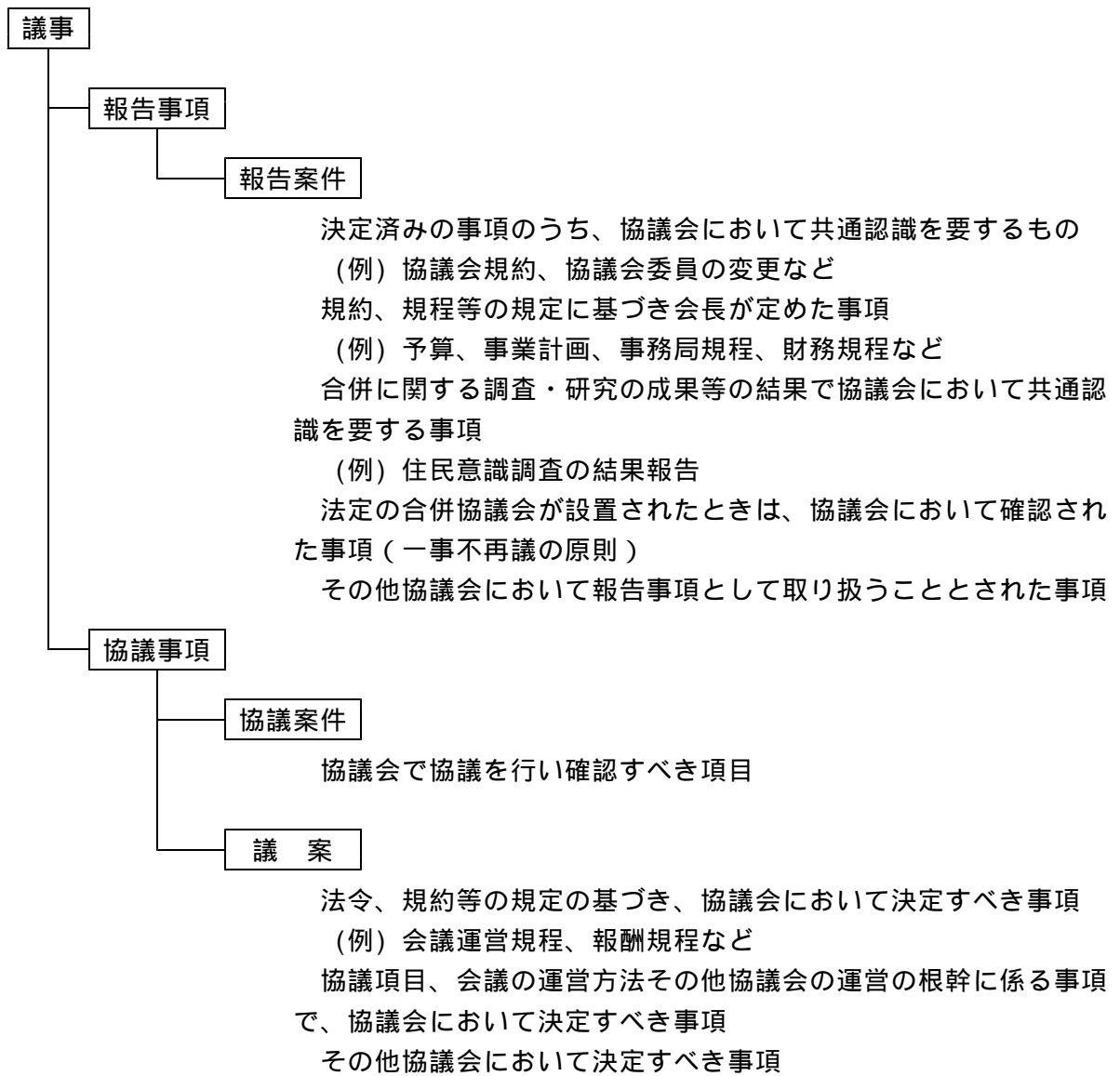
開催日	時間	会議名	会場名
平成15年5月19日(月)	14:00	第1回合併協議会	掛川グランドホテル
6月16日(月)	14:00	第2回合併協議会	掛川グランドホテル
7月15日(火)	14:00	第3回合併協議会	掛川グランドホテル
8月19日(火)	14:00	第4回合併協議会	掛川グランドホテル
10月21日(火)	14:00	第5回合併協議会	掛川グランドホテル
11月18日(火)	14:00	第6回合併協議会	掛川グランドホテル
12月16日(火)	14:00	第7回合併協議会	大東町文化会館シオーネ
平成16年1月20日(火)	14:00	第8回合併協議会	掛川グランドホテル
2月17日(火)	14:00	第9回合併協議会	掛川グランドホテル
3月16日(火)	14:00	第10回合併協議会	掛川グランドホテル

### 2 事前提案の原則

協議案件は、原則として、当該提出案件について協議を行う会議の前の会議において事前提案を行い、説明を行う。

### 3 提出案件の分類等

- (1) 協議会における議事は、報告事項及び協議事項に区分する。
- (2) 協議会に提出する案件は、次に掲げる基準により区分する。





## 住民意向調査の実施について（案）

### 1 調査の目的

- ・新市の特徴、課題、期待、要望等に関して幅広く意見を集めること。
- ・住民が期待している新市の将来像のあり方を探索すること。
- ・住民が期待している新市のプロジェクトのあり方を探索すること。
- ・合併に対する住民の関心を高めること。

### 2 調査スケジュール

平成15年6月上旬 配布  
                                中旬 回収  
                                下旬 集計・分析  
7月中旬 分析完了

### 3 調査対象者等

- (1) 調査区域：掛川市、大東町、大須賀町の全域
- (2) 調査対象：20歳以上から無作為抽出
- (3) 対象者数：4,500票  
                1市2町の20歳以上の住民の5%を抽出  
                (掛川市2,300票、大東町1,200票、大須賀町1,000票)
- (4) 記入方法：主として選択方式

### 4 調査票の送付・回収方法

郵送によるものとする

### 5 調査項目

質問項目（案）は別紙のとおり

## 別紙

### 新都市建設計画についてのアンケートのお願い

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会は、1市2町の合併について、さまざまな項目の調整・協議を行っています。

今後、当協議会では、合併するとした場合、どのようなまちづくりを目指すのか、そのためにはどのような事業を実施したら良いのか、といった新都市のマスタープランを作成します。これは、新市のまちづくりの方向性について、皆さんのご意見・ご提案を十分に踏まえて進めていきたいと考えるからです。

そこで、協議会では、1市2町にお住まいの20歳以上の方から無作為に抽出させていただいた4,500名の皆さんを対象にアンケート調査をお願いすることにいたしました。

つきましては、ご多忙のところ大変恐縮ではございますが、当アンケート調査にご回答いただきますようお願いいたします。

なお、このアンケート調査は、無記名で、調査の結果は統計的に処理しますので、ご迷惑をおかけすることは決してございません。調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

平成15年6月

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会

調査票へのご記入にあたって

すべての設問にご回答ください。

各設問では、あてはまる番号に 印をつけてください。

「その他」にあてはまる場合は、その番号を で囲むとともに、( )の中に具体的にご記入ください。

問13のみは直接文章でご記入いただく設問となっております。

ご記入いただいた調査票は、同封の返送用封筒(切手不要)に入れて、6月13日(金)までに投函くださいますようお願いいたします。

なお、このアンケートについてご不明な点等がございましたら、下記までお問い合わせください。

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会事務局 計画係

電話：0537-21-1211 FAX：0537-21-1212

問1 あなたの性別はどちらですか。(該当する番号に1つ 印をお付けください。)

1. 男性                      2. 女性

問2 あなたの年齢はおいくつですか。(該当する番号に1つ 印をお付けください。)

1. 20歳代                      5. 60歳代  
2. 30歳代                      6. 70歳代  
3. 40歳代                      7. 80歳以上  
4. 50歳代

問3 あなたの主なご職業はどれにあてはまりますか。(該当する番号に1つ 印をお付けください。)

1. 農林水産業  
2. 自営業(製造業・加工業)  
3. 自営業(商業・サービス業)  
4. 社員・サラリーマン  
5. 公務員・団体職員(商工会・農協・社協等)  
6. パートタイマー・フリーター(アルバイト)  
7. 学生  
8. 主婦・主夫  
9. 無職  
10. その他

問4 あなたのお住まいの市町はどちらですか。(該当する番号に1つ 印をお付けください。)

1. 掛川市                      2. 大東町                      3. 大須賀町

問5 現在のお住まいの市町に通算して何年位住んでいますか。(該当する番号に1つ 印をお付けください。)

1. 3年未満                      4. 30年以上50年未満  
2. 3年以上10年未満                      5. 50年以上70年未満  
3. 10年以上30年未満                      6. 70年以上

問6 あなたは1市2町の合併について関心がありますか。(該当する番号に1つ 印をお付けください。)

1. 大いに関心がある  
2. 少し関心がある  
3. これから考えたい  
4. あまり関心がない  
5. 全く関心がない

問7「合併」によってどのような効果を期待しますか。(該当する番号に3つまで 印をお付けください。)

1. 広域行政が効率的に進む
2. 公共サービスが充実する
3. 役所の人件費等、経費の節約がされる
4. 地方分権が進む
5. 地域経済が活性化する
6. 魅力ある観光の周遊コースが設定できる
7. 公共施設が無駄なく、広い地域で使える
8. 南北道路が良くなる
9. 今までと違った発想のまちづくりができる
10. 大規模な事業が行える
11. 環境対策が充実する
12. 地域イメージが向上する
13. 茶・いちご等の農産物の販売宣伝力が上がる
14. 優秀な人材が確保される
15. その他 ( )
16. 合併による効果はあまり無い
17. わからない

問8 1市2町が合併するとしたらどういったことを心配しますか。(該当する番号に3つまで 印をお付けください。)

1. 中心部と周辺部に格差が生じないか
2. 地域の文化や伝統が失われないか
3. きめ細かい行政サービスができなくなるか
4. 税金や使用料などの住民負担が増えないか
5. 新たな整備にお金がかからないか
6. 役所が遠くなり不便にならないか
7. 既存商店街がなくなるか
8. 議員数が減り、住民の意思が反映されなくなるか
9. 旧の市町間で対立が生じないか
10. 旧市町内のコミュニティーが失われないか
11. 愛着のある現在の市町の名前がなくなってしまうか
12. 掛川市に吸収されたようにならないか
13. 小笠郡の分割により連帯感が失われないか
14. その他 ( )
15. 特に心配はない
16. わからない

問9 現状の行政サービスやまちづくりへの満足度について、どのように感じていますか。  
 (各項目ごとに6段階の評価の番号1つに 印をお付けください。)

項目		評価					
		満足している	ほぼ満足している	どちらともいえない	やや不満である	不満である	わからない
1	保健・健康づくり、医療体制	1	2	3	4	5	6
2	障害者・高齢者への福祉	1	2	3	4	5	6
3	幼児教育・保育・子育て支援	1	2	3	4	5	6
4	小中学校教育、高等教育	1	2	3	4	5	6
5	生涯学習	1	2	3	4	5	6
6	文化・芸術・地域の伝統歴史	1	2	3	4	5	6
7	スポーツ・レクリエーション	1	2	3	4	5	6
8	ごみ収集・処理、リサイクル	1	2	3	4	5	6
9	上水道	1	2	3	4	5	6
10	下水道・下水処理	1	2	3	4	5	6
11	農業振興	1	2	3	4	5	6
12	商業振興(中心市街地・地域商業、観光)	1	2	3	4	5	6
13	工業振興(基盤整備、工場誘致)	1	2	3	4	5	6
14	公共交通(バス、鉄道等)	1	2	3	4	5	6
15	道路、交通安全	1	2	3	4	5	6
16	公園や緑地	1	2	3	4	5	6
17	街並み・景観	1	2	3	4	5	6
18	防災施設・体制、防犯対策	1	2	3	4	5	6
19	情報通信基盤	1	2	3	4	5	6
20	国際交流・国際化	1	2	3	4	5	6
21	コミュニティー、ボランティア活動、住民参加、男女共同参画	1	2	3	4	5	6

これ以降の質問については、新しい市の姿をイメージしながら、新都市の方向性などについてお答えください。

問10 新都市のまちづくりに積極的に活用していくべき資源（自然環境、立地条件、各種施設など）は何でしょうか。（該当する番号に5つまで 印をお付けください。）

- 1．小笠山
- 2．粟ヶ岳・大尾山・八高山
- 3．原野谷川上流森林地域
- 4．遠州灘海岸
- 5．田畑などの農業生産基盤
- 6．工業団地などの工業生産基盤
- 7．東海道新幹線掛川駅
- 8．東名高速掛川IC、第2東名高速森・掛川IC
- 9．1市2町を結ぶ幹線道路
- 10．地場産品等（茶・いちご等の農産物、加工品など）
- 11．観光的施設（つま恋、加茂花菖蒲園、サンサンファームなど）
- 12．産業観光施設（資生堂企業資料館、エコポリスなど）
- 13．温泉施設（シートピア、ならここ温泉など）
- 14．福祉・介護施設のネットワーク
- 15．城跡（掛川城、高天神城、横須賀城）などの歴史的資源
- 16．宿場・旧街並み（掛川宿、日坂宿、横須賀地区）などの景観
- 17．祭、伝統行事などの地域文化
- 18．文化施設（生涯学習センター、シオーネ、吉岡弥生記念館など）
- 19．スポーツ施設（エコパ、市町の総合体育館・総合運動場など）
- 20．東京女子医大などの高等教育施設
- 21．その他（）
- 22．特に思い当たるものはない

問11 新都市はどのような姿が望ましいでしょうか。（該当する番号に3つまで 印をお付けください。）

- 1．自然環境の豊かなまち
- 2．地域の歴史が息づくまち
- 3．都市基盤が整ったまち
- 4．保健・医療・福祉の充実したまち
- 5．人が集い、にぎわうまち
- 6．文化の香りが高いまち
- 7．地域産業が活発なまち
- 8．人のふれあいが豊かなまち
- 9．安心・安全なまち
- 10．その他（）
- 11．特に目標とするまちの姿はない
- 12．わからない

問12 1市2町が合併した場合、優先的に取り組むべき施策とは何でしょうか。(該当する番号に5つまで 印をお付け下さい。)

1. 道路を良くすること
2. 下水道など水質を浄化すること
3. バス、鉄道等の利便性を高めること
4. 公園・緑地・広場を増やすこと
5. ごみやダイオキシンを減らすこと
6. 豊かな自然資源を守り育てること
7. 大地震などの災害に備えること
8. 医療や福祉の充実を図ること
9. 田畑の整備や農業後継者を育てること
10. 地元産業の活性化や企業を誘致すること
11. 商店街を活性化すること
12. 観光整備、イベント開催によりにぎわいをつくること
13. 住みたくなるような新しい住宅地をつくること
14. 学校に通いやすくしたり、学ぶ環境を良くすること
15. 青少年の健全育成を図ること
16. スポーツに親しみやすくすること
17. 男女がともに活躍できる社会をつくること
18. 地域の歴史や伝統文化を守ること
19. 地域の芸術、文化を向上させること
20. 地域の人々の和をつくり、広げること
21. 生きがいづくりやボランティア活動を充実させること
22. 国際化に対応した社会をつくること
23. インターネットなどによる情報通信の活用
24. 役所の窓口サービスの向上を図ること
25. 行政組織の合理化や財政の健全化を図ること
26. その他( )

問13 1市2町の将来について夢やアイデア等ご自由にお書きください

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

以上で質問はおわりです。ご協力ありがとうございました。